

令和 6 年度住民税非課税世帯、住民税均等割のみ課税世帯、住民税課税者の扶養世帯（非課税世帯等）及び住民税非課税世帯等（こども加算）臨時特別給付金のご案内

本給付金は、エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けた低所得世帯の負担を軽減し、生活を支援するための給付金です。

給付金の支給額	支給対象世帯
・住民税非課税世帯等給付金 1世帯あたり 3万円 ・こども加算 対象児童 1人 2万円	令和6年12月13日（基準日）時点において、東かがわ市に住民登録があり、かつ、世帯全員が令和6年度分の住民税所得割が非課税である世帯 同一世帯員である18歳以下の児童（平成18年4月2日以降の出生児童） ※基準日翌日以降に出生した新生児または同一世帯外で生活する生計同一児童については別途申請が必要です。 <u>申請書提出期限 令和7年7月31日</u>

給付金支給の手続き

- 対象となる世帯のうち、本市で実施した住民税非課税世帯等臨時特別給付金の受給歴がない世帯または世帯員の状況が変わった世帯や令和6年1月2日以降に本市へ転入など支給要件の確認が必要な世帯には給付内容や確認事項が書かれた確認書を同封しています。
 - 中身を確認して、同封の返信用封筒にて返送してください。
- 【確認事項】
- ①世帯の中に、住民税が課税となる所得があるのに未申告であるものはいないこと
 - ②同様の趣旨の給付金等をすでに他自治体で受給していないこと
 - ③給付金の振込先口座等

住民税非課税世帯等に対する臨時特例給付金の「振り込め詐欺」や「個人情報の詐取」にご注意ください！

お問い合わせ

東かがわ市役所市民部福祉課臨時特別給付金担当

 0879-26-1228

受付時間 8：30～17：15（土曜日・日曜日・祝日）除く）